

小川町新行財政改革大綱

平成17年7月

小 川 町

目次

第1	新しい大綱策定の背景と目的	2
1	はじめに	2
2	新行財政改革推進の背景・趣旨	2
3	計画期間	3
第2	行財政基盤強化の基本的な考え方	3
1	財政の現状と分析	3
2	財政の見通し	4
3	財政健全化方針	5
第3	新行財政改革への取り組み	5
1	改革を進める上での考え方	5
2	新行財政改革推進事項	6
3	組織機構・定員管理改革	6
4	事務事業・政策改革	6
5	推進体制	7
6	改革推進のイメージ(概念図)	8
	用語解説	9

第1 新しい大綱策定の背景と目的

1 はじめに

本町の行政改革については、これまでも機構の見直しやOA化をはじめ、組織、運営全般にわたり改革に着手して以来、健全な行財政の運営に取り組んできたところである。

特に、平成9年には、助役を本部長とする「小川町行政改革推進本部」を設置し、小川町行政改革推進委員会(10名・会長、区長会長)に提言を求めるなど、平成10年度に「行政改革大綱」及び実施計画を策定し、簡素で効率的な行財政を目指して、さまざまな角度から行政改革を行ってきたところである。

また、平成16年にはこれまでの行政改革の進捗状況を再度把握するとともに、全職員対象に行財政運営に係わる提案を求めたところである。

これまでの取り組みにより、一定の成果は見られたが、取り組めなかったものや、新たな課題及び提案、更には、深刻化を増す財政状況を鑑み、より一層効率的な行財政運営を行い、住民サービスの向上に努めなければならない。

2 新行財政改革推進の背景・趣旨

町では、長引く景気低迷に加え、地元金融機関の破綻による町内の商店・中小企業への連鎖影響や光学機器メーカーの業務縮小撤退・リストラ等町内経済の急激な悪化による町税の減少が生じている。さらには、地方分権の推進や三位一体改革による交付税の削減に対応することが求められている。

また、本町の人口は、平成8年11月末 38,810人をピークに減少を続け、17年6月末現在、36,427人で、8年間で2,383人の減となっている。この減少傾向は、今後も進むと思われる。

加えて、少子高齢化は加速し、17年6月末において65歳以上の高齢者の占める割合は19.97%(7,276人)、15歳未満の人口は、12.10%(4,408人)となっている。

こうした状況の中、高齢対策・子育て支援などをはじめとする行政需要の多様化に対応するための効率的財政運営と行政組織体制の強化など、行財政運営基盤の確立が必要不可欠であり、最も有効な手段の一つが自治体同士の合併による行財政改革であるとの判断から合併協議を重ねてきた。

しかしながら、諸事情により合併は、当面断念せざるを得ないこととなった今、小川町単独による行財政の強化策を早急に講じなければならない。

そこで、平成17年度を初年度とし、対応可能な政策から順次実施すべく、組織・機構、政策・事業の例外なき抜本的改革を行うため、全庁を挙げて小川町新行財

政改革を推進する。

3 計画の期間

計画の期間は平成17年度から平成21年度までの5ヶ年とする。

基本的には、実施可能な事項については、直ちに実施するものとし、住民に対する周知等時間を要する事項及び大きな政策転換事項については、5年の期限を付するものである。

第2 財政基盤強化の基本的な考え方

1 財政の現状と分析

長引く景気低迷による、税収の落ち込みや交付税の削減、また、少子高齢社会の到来など行政を取り巻く社会情勢の大きな変化により、本町の財政状況は極めて厳しい状況下にある。

近年(概ね過去3年)の財政指数の代表的な指数を決算統計から検証した結果は、次のとおりである。

はじめに、財政構造の弾力性を見る上で重要とされる、経常収支比率¹⁾と公債費比率²⁾であるが、まず、財政構造の弾力性を表す経常収支比率においては、一般的に70%程度が妥当と言われているが、平成15年度では県内全町村が超え全般的に財政の硬直化が進んでいる。本町においては、14年度(92.6%)、15年度(90.3%)となっており、10～15%程度は引き下げる努力が必要である。

また、標準財政規模に占める地方債の割合を示す公債費比率は、13年度(11.7%)、14年度(11.5%)、15年度(11.7%)と毎年、県町村平均前後で推移している。償還のピークは過ぎ、今後は減少が予測されるが、依然財政の硬直化の要因となっている。しかしながら、社会基盤整備は住民生活を営む上で欠かすことのできない政策であり、「世代間負担公平」の理念に基づき、適切な事業展開を検討する余地がある。

次に、財政の健全な運営に資する資金である財政調整基金比率³⁾においては、13年度(9.1%)、14年度(7.1%)、15年度(13.9%)と15年度は、県町村平均(13.2%)を若干上回っているが、これは、15年にミニ工業団地用地の売り払いにより基金に積み立てたもので、特殊要因を除いては、例年基金取崩しによる財政運営を強いられており、このままでは非常に危険な状況が予想される。

次に、財政のゆとりを見るための指標とされている義務的経費比率⁴⁾を見ると、各年とも県町村平均(15年度40.4%)を上回る数値(49.8%)であり、かなり財政が硬

1)・ 2)・ 4)・ 3) p9用語解説参照

直化(ゆとりが無い)している。これは、財政規模が縮小している中、普通建設事業費の削減との連動性に起因しているという、やむを得ない状況も一部にはあるが、義務的経費の増加傾向は財政構造の更なる硬直化を招く恐れが強い。

このため、任意に節減できない経費ではあるが、数値を下げるための思い切った改革が必要である。

最後に、本町の財政力を表す 5 財政力指数で見みると、13年度(0.646%・県町村平均 0.580%)、14年度(0.645%・県町村平均 0.599%)、15年度(0.657%・県町村平均 0.618%)の各年とも県平均を上回っている。しかし、この数値は地方交付税算定上の財政水準を示すもので、給与水準や経常的物件費の増嵩などそれぞれの団体固有の実態を反映したものでなく、この数値を安心材料とすることはできない。

これらの状況を踏まえると、町税の収納率(16年度・79.89%)の向上と、納税者の確保・定住政策を講じるなど自主財源の確保を図るとともに、可能な限り速やかに効率的な財政運営を確立する必要がある。

2 財政の見通し

財政見通しについては、普通会計決算額の過去3年間の平均をベースに、このまま推移した場合の財政収支を基本として、一定の前提条件を基に推計した。

これによると、歳入面では、日本経済に緩やかな景気回復が見られるものの、歳入の根幹をなす町税収入(15年度における歳入の全体構成比は 41.7%)が減少している。近年の特徴として、人口はこれまでの増加傾向から減少に転じ、人口流出に歯止めがかからず今後5年間では毎年300人程度の減が見込まれる。

一方平成16年度以降の配偶者特別控除(上乘せ部分)の廃止等税制改革における増収分への影響は、後年度になるため高い伸びは期待できない。さらに三位一体の改革に伴う税源移譲分として平成16年度より創設された所得譲与税について、17年度移譲分が追加されることにより、地方譲与税の増額が見込まれるものの、国庫補助負担金、地方交付税の削減方針が依然不透明であることから歳入の確保は厳しい状況にある。

なお、財政の健全性や安全性を測る指標の一つである自主財源比率は、14年度(55.1%)と比較し15年度(51.0%)は4.1ポイントの減となっている。

歳出面では、その支出が義務づけられ任意に削減できない義務的経費の15年度における歳出は、14年度に比べ人件費が1.1%減少する一方、扶助費が16.4%、公債費が1.8%増加したため全体で2.0%の増加となった。このため、義務的経費の構成比は、14年度の48.8%に比べ1.0ポイント上昇し、49.8%を占め財政の硬直化は否めないところであり、より一層の歳出削減策を講ずる必要がある。

また、投資的経費の大半を占める普通建設事業費は、総額で4億21,100千円となり、14年度(7億12,871千円)に比べ40.9%2億91,771千円の大幅な減となっている。しかしながら、普通建設事業費については、道水路等の生活基盤や公共施設を維持していくための整備費や維持補修費を確保しなければならず、新規の施設整備を行う場合は、国・県補助金や地方債発行に頼らざるを得ない状況にある。

5年間の財政推計によると、平成20年度以降には赤字財政となる。

このため、単に歳出の削減では追いつかず、抜本的な行財政改革を行わなければならない。

3 財政健全化方針

財政推計(見通し)によると、平成18年度以降の本町の財政運営は、極めて厳しい状況にあり18年度、19年度の歳入歳出の差し引きはマイナスに転じ、財政調整基金の取り崩しが必至となるが、20年度以降は、財政調整基金も底をつき、21年度には、約7億8千万円の不足が生じる試算である。

住民サービスの著しい低下は否めない状況にあり、安定した財政基盤を早急に構築していく施策が必要である。

そのため、平成18年度以降の歳入歳出全般にわたる財政収支の均衡を保持するとともに、経常収支比率の改善(物件費・人件費の抑制及び扶助費の見直しなど)を行う等早期に財政構造の見直しを図りながら、思い切った改革を断行する。

第3 新行財政改革への取り組み

1 改革を進める上での考え方

行政の公平性・効率性の追求

行政サービスの公平性を図るため、適正な受益者負担を原則とし、合わせて、最小経費で最大効果を得るために必要とされる事業を見極め効率的な財源配分による行政運営を追求する。

住民と行政の協働による改革の推進

住民、地域コミュニティ、ボランティア、NPO等の町政への参画と地域の自立を尊重した住民との協働体制を推進するため、情報の公開を原則とするとともに公聴体制の充実を図る。

抜本的改革の推進

「聖域や制約にしばられることなく、例外なき抜本的改革を行う」
スリムで効率的な運営を進めるため、あらゆる分野を全て見直すこととする。

2 新行財政改革推進事項

今後5年間の財政推計(見通し)を踏まえ、厳しい財政状況を乗り越え、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、住みよい活力ある町づくりを進めるために、次の事項について改革に取り組む。

- (1)組織機構・定員管理等の見直し 「組織機構・定員管理改革」
- (2)事務事業・政策の見直し 「事務事業・政策改革」

3 組織機構・定員管理改革

- (1)弾力的な組織・機構を確立する
 - ア 組織の整理、再編、統廃合
 - イ 政策決定の明確化
 - ウ 横断的執行体制の確立
- (2)公共施設等の効果的・効率的な運営を推進する
 - ア 小中学校のあり方(統廃合)の検討
 - イ 公の施設の指定管理者制度活用・経費削減
- (3)定員管理と給与の適正化を推進する
 - ア 定員適正化の推進
 - イ 給与の適正化の推進

4 事務事業・政策改革

- (1)事務の効率化の推進、受益者負担のあり方を検討し適正化を図る
 - ア 事務の簡素化、効率化の推進
 - イ 受益者負担の検討
 - ウ 民間委託の推進
 - エ 庁内情報化の推進
- (2)健全な財政運営を推進する
 - ア 計画的な財政運営
 - イ 自主財源の確保
 - ウ 費用対効果の分析による事業の整理検討
 - エ 委員等の報酬・報償費の検討
 - オ 公用車の適正管理
- (3)住民サービスの向上と職員の意識改革を図る
 - ア 適切な対応と迅速化
 - イ 人材の育成
- (4)公営企業(水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、介護サービス事業)の経営健全化を図る

5 推進体制

町長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を町長と職員が共有して、町の総力をあげて行財政改革を推進するために、「行財政改革推進本部」を設置する。

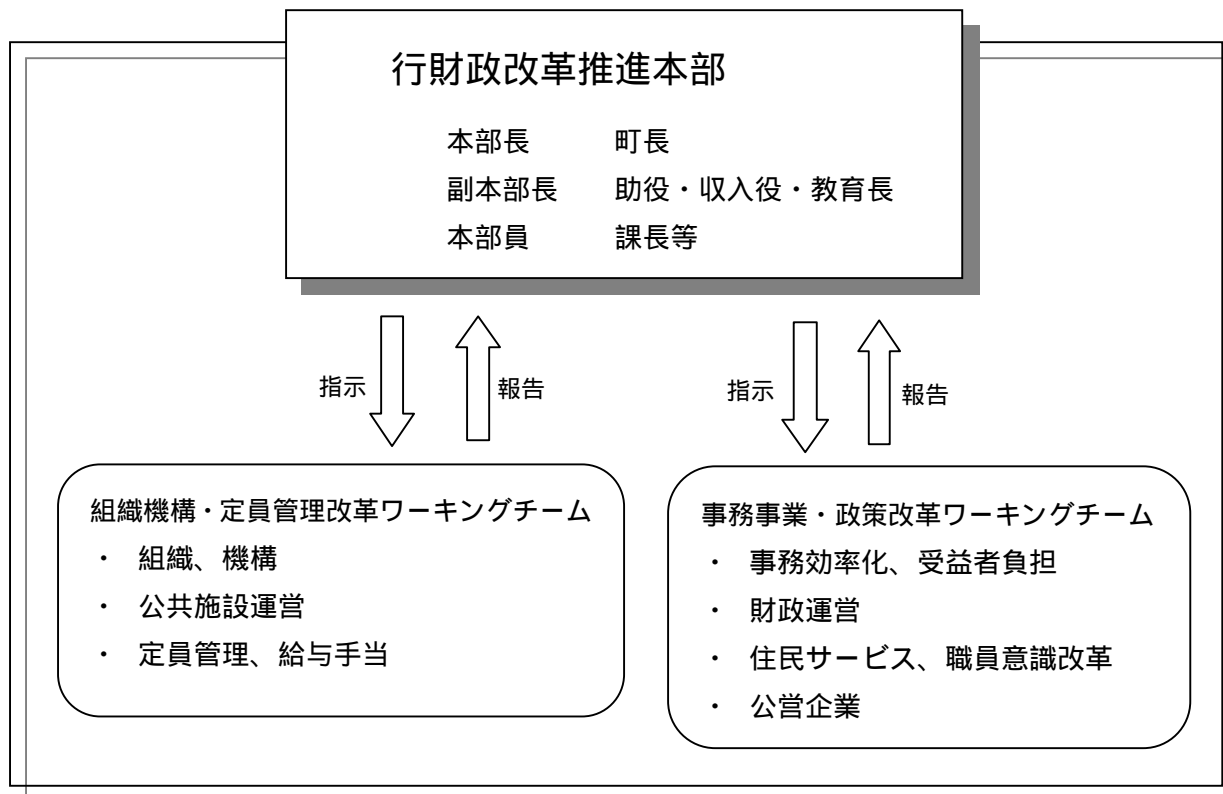
推進本部は、町長を本部長、助役、収入役及び教育長を副本部長とし、課長等の職員をもって組織する。

「行財政改革推進本部」の下に、担当職員からなる「ワーキングチーム」を置く。ワーキングチームは、推進本部から指示された事項について、聖域や制約にしばられることなく、あるべき方向性について検討し、その内容を推進本部に報告する。「組織機構・定員管理改革」、「事務事業・政策改革」の2チームを編成し、リーダーを中心として大胆かつ柔軟な議論を深めていく。推進本部は、チームの報告を受け、必要な判断、指示を行う。ワーキングチームは、推進本部が必要と認めた場合、追加することができるものとする。

なお、現行の「行政改革推進本部」は、「行財政改革推進本部」の設置をもって廃止し、職員提案事項については、新たに設置する「行財政改革推進本部」に引き継ぐものとする。

推進本部及びワーキングチームの事務局については、政策調整課とする。

推進体制概念図

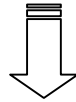


6 改革推進のイメージ

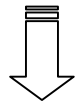
小川町新行財政改革推進概念図

現状分析

- ・ 財政推計（見通し）
- ・ 行政サービス



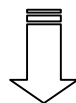
1. 弾力的な組織・機構の確立
2. 公共施設等の効果的・効率的運営の推進
3. 定員管理と給与の適正化推進
4. 事務の効率化、受益者負担のあり方
5. 健全な財政運営の推進
6. 住民サービスの向上と職員の意識改革
7. 公営企業の経営健全化



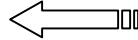
行政の公平性・効率性の追求

住民と行政の協働による
改革の推進

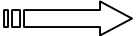
抜本的改革の推進



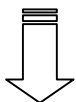
公表



意見・提言



小川町新行財政改革大綱
小川町行財政集中改革プラン



（健全な行財政運営）

明るく活力のある小川町の構築

用語解説

1 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す比率のことであり、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標をいう。

比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることを示す。財政状況に弾力性があることを示している。

2 公債費比率

地方債の元利償還金の額が適当かどうかにより、今後の借入金を判断する指標で、公債費の標準財政規模に占める割合をいう。

この比率が高いほど財政硬直化の一因となる。

3 財政調整基金比率

財政調整基金は、年度間の財源の調整を図り、財政の健全な運営に資するための資金であり、いわゆる町の貯金である。

財政調整基金比率は、財政調整基金を標準財政規模で除したものに100を乗じて算定する。

4 義務的経費比率

一般的には、人件費、扶助費及び公債費を指す。これらは、任意に節減できない経費ではあるが、義務的経費の増加傾向は財政構造の硬直化を招く恐れが強く、この比率が高くなれば、それだけ財政にゆとりが無いことになる。

5 財政力指数

町の財政力を表す指標を財政力指数という。基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の当該年度を含む3ヵ年の平均値をいう。

「1」に近いほどあるいは超えるほど財源に余裕があるとされる。「1」を超えていると国からの地方交付税は交付されない。